

造 林 事 業 請 負

入 札 説 明 資 料

三陸中部森林管理署

(案)
造林事業請負契約書

発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月19日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

案件名称	三陸中部森林管理署 令和8年度 造林事業請負(橋野第二地区・地拵・植付外)
案件内容・仕様	別紙2のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和08年12月15日
契約期間	契約締結の翌日 ～ 令和08年12月15日
納入場所・履行場所	岩手県釜石市橋野町字橋野第二国有林393ほ2林小班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和08年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長 金 晃弘 印

受注者

※紙契約の場合は「署名」を「記名押印」に、「本システムで保存」を「各自1通保有」と読み替えるものとする。

契約条項

第1条 別冊造林事業請負契約約款中選択される条項、至急材料及び貸与物件は別紙1のとおりである。

第2条 本契約の事業量については別紙2のとおりである。

第3条 特約事項(造林事業)については別紙3のとおりである。

別紙1

- ・ 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払	月1回以内
×	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第1項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- ・ 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1.平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2.感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(地床植生の刈払い及び処理)

- 3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

(立木、未木枝条の処理)

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、未木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお未木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となるところは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

(作業歩道の作設)

- 5 作業歩道は幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 6 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に取り扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあつては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りをを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 1 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 2 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
カラマツ	2年生	コンテナ苗 150CC	35cm上	4.5mm上	

3 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- (1) 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- (2) 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- (4) 着花、結実していないもの。
- (5) 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- (1) 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ていて、全体として調和がとれているもの。
- (2) 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- (4) 着花、結実していないもの。
- (5) スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 4 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 5 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 6 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 7 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 8 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 9 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- 10 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記事	

下刈(全刈)作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかままっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月2回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	林令					
		1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)
スギ		8%	8%	6%	6%	4%	4%
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(除伐木)

- 3 造林木及び有用天然木(以下、「造林木等」という。)の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

(作業の方法)

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から30cm程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

(有用天然木の範囲)

- 5 針葉樹—ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹—ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐(抜伐)の事業がある場合は、当該作業仕様書(4(4))を除く。)によるほか、別紙「保護林等における除間伐(抜伐)標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

シカ食害対策剤散布作業仕様書

(区域の標示)

- 1 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(散布木)

- 2 造林木に散布するものとする。また、造林木であっても、シカ・ニホンカモシカ等の有害鳥獣(以下、「シカ等」)により既に被害を被っており、かつ今後成長の見込みがない造林木については散布の対象外とする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては散布しなければならない。

(作業の方法)

- 3 散布方法は噴霧器で樹幹(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

(実行上の留意事項)

- 4 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- 5 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- 6 強風・降雨時における散布は禁止する。
- 7 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、水産動植物(魚類)に強い影響があることから散布液が河川に流入するおそれがあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- 8 局所的に大量散布はしないこと。
- 9 卵アレルギーのある方は、散布などの作業を避けること。

(その他)

- 10 散布に当たっては、保護具(手袋・マスク等)を確実に着用すること。
- 11 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにすること。特に目に対して強い刺激性があるので、薬剤が目に入らないように十分注意すること。
- 12 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- 13 作業後残った薬剤、容器や保護具等は、作業箇所に放置せず所定の方法で適切に処分すること。
- 14 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

1 作業名 シカ食害対策剤散布

2 指定薬剤

- ① 農林水産省農薬登録済であること。
- ② 農薬の種類、有効成分
全卵粉末水和剤（全卵粉末80%、鉱物微粉等20%）
水和硫黄剤（硫黄30%）
- ③ 人畜毒性：普通物
- ④ 適用樹種：樹木類（カラマツ）
- ⑤ 適用獣類：ニホンジカ
- ⑥ 希釈倍数：調達する薬剤の種類ごとに以下のとおりとする。
全卵粉末水和剤 10倍
水和硫黄剤 10倍
- ⑦ 使用液量：1～3年生 造林木1本あたり16mℓ
4～5年生 造林木1本あたり17～18mℓ
を目安とする。
- ⑧ 使用数量：調達する薬剤の種類ごとに以下のとおりとする。

全卵粉末水和剤	279袋
水和硫黄剤	112袋

3 散布箇所、面積及び散布期日：事業内訳書及び図面参照

4 その他

- ① 特記仕様書のとおり
- ② 使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

- 1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- 2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に取り扱いものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- 3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
 - (1) 真夏日
日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
 - (2) 事業期間
事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間を除くものとする。
 - (3) 真夏日率
事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。
真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間
- 4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- 5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。
補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあつては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたまなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

